

監 第 234 号
令和 2 年 3 月 27 日

松 江 市 長 松 浦 正 敬 様
松江市議会議長 森 脇 幸 好 様
各 行 政 委 員 会 委 員 長 様

松江市監査委員 松 本 修 司
松江市監査委員 安 來 弘 喜
松江市監査委員 野 々 内 誠

行政監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき令和元年度行政監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により提出します。

令和元年度

行政監査報告書

松江市監査委員

行政監査報告書

第1 監査のテーマ及び選定理由

1 監査のテーマ

「放課後児童クラブ（指定管理）の管理運営について」

2 選定理由

放課後児童健全育成事業は、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後等に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする事業であり、本市では同法第34条8第1項の規定に基づき事業を実施している。

平成30年12月に発表された厚生労働省の「平成30年放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（平成30年5月1日現在）」によると、全国の登録児童数は、対前年63,204人増の1,234,366人、クラブ数は、対前年755か所増の25,328か所（公営8,740か所、公設民営11,486か所、民営5,102か所）と増加傾向になっている。利用できなかった児童数は、対前年109人増の17,279人（うち小学校3年生までは8,796人で669人減）となっている。

松江市においても、松江市児童クラブ条例や松江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例により事業を実施しており、平成30年5月1日現在で1,979人（その他に民間施設に795人）の児童が入会している。

そこで、松江市が設置している放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）（指定管理）について、管理運営が安全かつ適正に行われているかを検証する。

第2 監査の対象

1 監査対象部局

教育委員会 生涯学習課

2 監査の対象範囲

平成30年度

3 監査の対象範囲

松江市が設置している児童クラブ（指定管理）の管理運営状況

第3 監査の期間

令和元年8月5日から令和2年2月21日まで

第4 監査の方法

生涯学習課から平成30年度の児童クラブ（指定管理）事業の実施状況について、関係書類の提出を求め、書類審査及び事情聴取を行った。また、抽出で城西地区児童クラブの現地調査を行った。

第5 監査の着眼点

1 管理運営について

(1) 管理運営は、条例等にのっとり適切に行われているか。

2 施設や設備について

(1) 施設や設備は、安全かつ適切に管理されているか。

- 3 職員（以下「指導員」という。）について
 - (1) 指導員の配置は適切になされているか。
 - (2) 指導員の研修は適切になされているか。
- 4 安全対策について
 - (1) 緊急時等の安全対策が適切に行われているか。
 - (2) 登下校時の安全対策が確保されているか。
- 5 待機児童について
 - (1) 待機児童の解消は進んでいるか。

※なお、使用料については、平成 30 年度包括外部監査で実施されたので監査項目の対象外とした。

第6 児童クラブ（指定管理）の状況

表1 児童クラブ（指定管理）一覧表

クラブ名	指定管理者名	所在地	校区
古志原地区児童クラブ	古志原地区児童クラブ運営委員会	古志原小学校敷地内	古志原
古志原地区児童クラブ分室		古志原小学校敷地内	
古志原地区第2児童クラブ		古志原小学校内	
大庭地区児童クラブ	大庭地区児童クラブ運営委員会	大庭小学校内敷地内	大庭
大庭地区第2児童クラブ		大庭小学校内	
城北児童クラブ	城北児童クラブ運営委員会	城北小学校内	城北
城北児童クラブ分室		城北小学校内	
城東地区児童クラブ	城東地区児童クラブ運営委員会	公民館内	母衣
川津児童クラブ	川津児童クラブ運営委員会	川津小学校敷地内	川津
川津児童クラブ分室		川津小学校敷地内	
川津第2児童クラブ		川津小学校内	
竹矢児童クラブ	竹矢児童クラブ運営委員会	竹矢小学校内	竹矢
竹矢第2児童クラブ		竹矢小学校敷地内	
津田第1児童クラブ	津田児童クラブ運営委員会	津田小学校敷地内	津田
津田第2児童クラブ		津田小学校敷地内	
津田第3児童クラブ		津田小学校敷地内	
津田第3児童クラブ分室		津田小学校内	
城西地区児童クラブ	城西地区児童クラブ運営委員会	内中原小学校内	内中原
城西地区第2児童クラブ		内中原小学校内	
城西地区第3児童クラブ		城西幼保園隣	
城西地区第3児童クラブ分室		城西幼保園隣	
乃木児童クラブ	乃木児童クラブ運営委員会	乃木小学校内	乃木
乃木第2児童クラブ		公民館内	
乃木第3児童クラブ		乃木小学校内	
古江地区児童クラブ	古江地区児童クラブ運営委員会	古江小学校敷地内	古江
古江地区児童クラブ分室		古江小学校敷地内	
持田児童クラブ	持田児童クラブ運営委員会	公民館隣	持田
持田児童クラブ分室		集会所	

雑賀児童クラブ	雑賀児童クラブ運営委員会	雑賀小学校敷地内	雑賀
生馬児童クラブ	生馬児童クラブ運営委員会	生馬小学校内	生馬
中央児童クラブ	中央児童クラブ運営委員会	中央小学校敷地内	中央
中央第2児童クラブ		民間施設	
比津児童クラブ	社会福祉法人比津ヶ丘保育園	民間施設	法吉
比津児童クラブ分室		民間施設	
比津第2児童クラブ		民間施設	
朝酌児童クラブ	朝酌児童クラブ運営委員会	朝酌小学校敷地内	朝酌
玉湯児童クラブ	玉湯児童クラブ運営委員会	玉湯小学校敷地内	玉湯
玉湯児童クラブ分室		幼稚園内	
しんじっ子クラブ	宍道児童クラブ運営委員会	宍道小学校内	宍道
しんじっ子クラブ分室		宍道小学校内	宍道
きまちみちくさクラブ		来待小学校内	来待
やくも児童クラブ	やくも児童クラブ運営委員会	児童センター内	八雲
やくも児童クラブ分室		日吉ふれあい会館内	
八束っ子児童クラブ	八束っ子児童クラブ運営委員会	八束学園内	八束
八束っ子児童クラブ分室		八束学園内	
秋鹿児童クラブ	秋鹿児童クラブ運営委員会	公民館敷地内	秋鹿
恵曇児童クラブ	恵曇児童クラブ運営委員会	恵曇小学校内	恵曇
本庄児童クラブ	本庄児童クラブ運営委員会	本庄小学校内	本庄
大野児童クラブ	大野児童クラブ運営委員会	大野小学校内	大野
美保関児童クラブ	美保関児童クラブ運営委員会	美保関小学校内	美保関
揖屋児童クラブ	揖屋児童クラブ運営委員会	揖屋小学校敷地内	揖屋
揖屋児童クラブ分室		揖屋小学校内	
出雲郷児童クラブ	出雲郷児童クラブ運営委員会	出雲郷小学校敷地内	出雲郷
出雲郷第2児童クラブ		公民館内	
意東児童クラブ	意東児童クラブ運営委員会	意東小学校内	意東
いんべ児童クラブ	いんべ児童クラブ運営委員会	民間施設	忌部
しまね潮風児童クラブ	しまね潮風児童クラブ運営委員会	島根小学校内	島根
佐太児童クラブ	佐太児童クラブ運営委員会	幼稚園内	佐太

表2 児童クラブ（指定管理）一覧表

（入会児童数は5月1日現在）

クラブ名	定員	入会 児童数	プレールーム 面積（㎡）	1人当たり の面積（㎡）	登録 指導員数	うち有資 格者数
古志原地区児童クラブ	70	33	116.40	3.53	7	4
古志原地区児童クラブ分室	27	25	44.82	1.79	3	3
古志原地区第2児童クラブ	38	30	66.00	2.20	4	3
大庭地区児童クラブ	55	58	129.01	2.23	6	2
大庭地区第2児童クラブ	35	33	78.75	2.39	4	4
城北児童クラブ	70	60	80.68	1.34	12	5
城北児童クラブ分室	70	60	73.50	1.23	11	2

城東地区児童クラブ	60	49	99.82	2.04	7	6
川津児童クラブ	40	35	75.00	2.14	7	6
川津児童クラブ分室	40	35	74.80	2.14	8	3
川津第2児童クラブ	25	33	65.73	1.99	8	4
竹矢児童クラブ	42	36	69.77	1.94	8	4
竹矢第2児童クラブ	50	39	80.50	2.06	16	7
津田第1児童クラブ	40	40	82.40	2.06	4	4
津田第2児童クラブ	40	38	82.40	2.17	6	3
津田第3児童クラブ	40	35	82.40	2.35	4	4
津田第3児童クラブ分室	40	27	101.25	3.75	3	2
城西地区児童クラブ	60	57	134.40	2.36	8	5
城西地区第2児童クラブ	30	30	68.02	2.27	16	5
城西地区第3児童クラブ	26	23	63.10	2.74	7	5
城西地区第3児童クラブ分室	25	23	58.20	2.53	7	6
乃木児童クラブ	69	54	105.99	1.96	11	6
乃木第2児童クラブ	51	37	74.99	2.03	15	8
乃木第3児童クラブ	31	29	64.51	2.22	8	6
古江地区児童クラブ	35	35	60.48	1.73	10	9
古江地区児童クラブ分室	35	36	60.42	1.68		
持田児童クラブ	60	53	94.85	1.79	10	8
持田児童クラブ分室	15	10	82.68	8.27		
雑賀児童クラブ	30	27	76.65	2.84	6	6
生馬児童クラブ	40	39	70.50	1.81	6	5
中央児童クラブ	35	33	59.27	1.80	6	3
中央第2児童クラブ	40	27	98.10	3.63	4	2
比津児童クラブ	60	57	115.81	2.03	6	4
比津児童クラブ分室	60	39	129.01	3.31	6	5
比津第2児童クラブ	40	21	54.12	2.58	2	2
朝酌児童クラブ	30	26	54.12	2.08	7	5
玉湯児童クラブ	52	51	87.61	1.72	7	6
玉湯児童クラブ分室	15	12	59.70	4.98	3	3
しんじっ子クラブ	38	26	63.00	2.42	10	6
しんじっ子クラブ分室	35	25	58.45	2.34		
きまちみちくさクラブ	40	27	51.20	1.90	9	2
やくも児童クラブ	40	42	72.00	1.71	9	5
やくも児童クラブ分室	20	19	45.00	2.37	6	3
八束っ子児童クラブ	40	26	73.80	2.84	7	7
八束っ子児童クラブ分室	20	14	58.58	4.18		
秋鹿児童クラブ	25	18	95.09	5.28	4	3
恵曇児童クラブ	30	28	67.50	2.41	10	2
本庄児童クラブ	30	33	58.68	1.78	6	6
大野児童クラブ	25	8	36.00	4.50	8	8

美保関児童クラブ	50	46	181.58	3.95	8	3
揖屋児童クラブ	60	41	102.06	2.49	13	4
揖屋児童クラブ分室	40	40	76.00	1.90		
出雲郷児童クラブ	36	33	71.17	2.16	8	6
出雲郷第2児童クラブ	42	44	80.22	1.82	7	2
意東児童クラブ	40	44	64.40	1.46	9	4
いんべ児童クラブ	35	33	87.20	2.64	14	11
しまね潮風児童クラブ	40	32	73.10	2.28	22	12
佐太児童クラブ	40	15	101.70	6.78	5	3

表3 児童クラブ（指定管理）一覧表

クラブ名	通常時開設時間（平日）	通常時開設時間（土曜日）	開設日数
古志原地区児童クラブ	放課後～18：00	開設なし	250
古志原地区児童クラブ分室			
古志原地区第2児童クラブ			
大庭地区児童クラブ	放課後～18：00	開設なし	252
大庭地区第2児童クラブ			
城北児童クラブ	放課後～19：00	8：00～17：30（全土）	289
城北児童クラブ分室			
城東地区児童クラブ	放課後～18：00	開設なし	250
川津児童クラブ	放課後～18：30	開設なし	250
川津児童クラブ分室			
川津第2児童クラブ			
竹矢児童クラブ	放課後～18：00	開設なし	250
竹矢第2児童クラブ			
津田第1児童クラブ	放課後～19：00	8：30～17：00（全土）※1	278
津田第2児童クラブ			
津田第3児童クラブ			
津田第3児童クラブ分室			
城西地区児童クラブ	放課後～19：00	9：00～17：00（1.3.5土）	263
城西地区第2児童クラブ			
城西地区第3児童クラブ			
城西地区第3児童クラブ分室			
乃木児童クラブ	放課後～18：00	8：30～17：00（1.3.5土）	265
乃木第2児童クラブ			
乃木第3児童クラブ			
古江地区児童クラブ	放課後～18：30	開設なし	252
古江地区児童クラブ分室			
持田児童クラブ	放課後～18：30	開設なし	250
持田児童クラブ分室			
雑賀児童クラブ	放課後～18：00	開設なし	250
生馬児童クラブ	放課後～18：30	開設なし	250

中央児童クラブ	放課後～19：00	8：00～18：00（2.4土）	267
中央第2児童クラブ			
比津児童クラブ	放課後～19：00	8：00～18：00（全土）	288
比津児童クラブ分室			
比津第2児童クラブ			
朝酌児童クラブ	放課後～18：30	8：00～17：00（1.3土）	261
玉湯児童クラブ	放課後～18：00	8：30～18：00（全土）	286
玉湯児童クラブ分室			
しんじっ子クラブ	放課後～19：00	8：00～18：00（全土）	288
しんじっ子クラブ分室			
きまちみちくさクラブ	放課後～19：00	8：00～18：00（全土）	288
やくも児童クラブ	放課後～18：00 ※2	8：30～18：00（全土）	287
やくも児童クラブ分室			
八束っ子児童クラブ	放課後～18：00	8：30～18：00（1.3土）	264
八束っ子児童クラブ分室			
秋鹿児童クラブ	放課後～18：30	8：30～18：00（1.3土）	263
恵曇児童クラブ	放課後～19：00 ※3	8：00～17：00（1.3.5土）	266
本庄児童クラブ	放課後～18：30	開設なし	250
大野児童クラブ	放課後～18：00	8：30～18：00（1.3.5土）	265
美保関児童クラブ	放課後～18：00	8：00～12：00（月1）※4	250
揖屋児童クラブ	放課後～19：00	8：30～19：00（全土）	288
揖屋児童クラブ分室			
出雲郷児童クラブ	放課後～19：00	8：30～19：00（1.3土）	263
出雲郷第2児童クラブ			
意東児童クラブ	放課後～19：00	8：30～19：00（全土）	288
いんべ児童クラブ	放課後～18：00	開設なし	252
しまね潮風児童クラブ	放課後～19：00	8：00～18：00（全土）	288
佐太児童クラブ	放課後～18：30	開設なし	251

- ・長期休業中の平日は（7時30分、8時、8時30分～18時、18時30分、19時）で開設。
- ・長期休業中の土曜日は、通常時開設時間（土曜日）と同じ時間で開設。

- ※1 津田第1児童クラブ・第2・第3・第3分室は、長期休業中の土曜日は開設なし。
- ※2 やくも児童クラブは、長期休業中の平日は18：30分まで延長開設。
- ※3 恵曇児童クラブは、長期休業中の平日は18時まで開設。（延長なし）
- ※4 美保関児童クラブは、長期休業中の土曜日は開設なし。

表4 待機児童クラブ数及び待機児童数（各年度5月1日現在）

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
クラブ数	43か所54室	43か所55室	43か所56室	43か所58室
該当クラブ数	3	5	3	2
待機児童数	28人	14人	15人	10人

※平成27年度より待機児童の定義を統一

第7 監査の結果

前述の着眼点に基づいて実施した監査の結果については、以下のとおりである。

1 管理運営について

管理運営については、法吉小学校校区（社会福祉法人が指定管理者）を除き、各校区で設置された児童クラブ運営委員会を指定管理者としている。児童クラブにおける国の参酌すべき基準（以下「参酌基準」という。）で、望ましい集団の規模（おおむね40人以下）を超えている児童クラブが13か所（14室）あった。

また、児童クラブの開設日数や開設時間については、松江市児童クラブ条例の規定に基づき、すべての児童クラブが参酌基準を満たしている。旧東出雲町（条例で時間延長を規定）を除く多くの児童クラブは、保護者ニーズに対応するため、自主事業で開設時間の延長を実施している。また、長期休業中の平日の開設時間についても、同様の対応をしている。

一方で、通常時の土曜日の開設については、届け出により、11か所（20室）では平日と同様な受け入れをしているが、16か所（17室）が隔週での実施、1ヶ所（1室）が月1回で実施、15か所（20室）は土曜日の開設を実施していないなど各児童クラブによって対応が異なっている。

土曜日の開設については、地域や保護者のニーズをふまえ、必要に応じて適宜対応されたい。

2 施設や設備について

多くの児童クラブは、児童一人当たりの専用区画面積について、参酌基準（児童1人につきおおむね1.65㎡以上）を満たしているが、2か所（3室）の児童クラブが、参酌基準以下で多くの児童を受け入れている状況にあった。設備の参酌基準については、経過措置はあるが、適宜改善を図られたい。

また、AED（自動体外式除細動器）については、すべての施設において個別又は共有での設置がされているとのことであった。

3 指導員について

指導員の配置基準については、有資格者の人数等、国の「従うべき基準」に基づき適正に配置されている。さらに、支援の必要な児童に対応するため、独自の配置基準を定め加算配置をしている。

しかしながら、多くの児童クラブにおいては、指導員確保に苦勞している状況にあるので、引き続き適切な指導員の配置に努められたい。

また、指導員の研修については、救命講習や支援が必要な子供の理解と接し方等の研修が年10回実施されており、指導員の資質向上に努めている。引き続き、指導員研修の充実に努められたい。

4 安全対策について

安全対策については、各児童クラブにおいて安全管理マニュアルを策定し、取り組みを実施している。

避難訓練等については、すべての児童クラブにおいて年1回以上実施しているが、少なくとも年2回以上の訓練を実施するよう取り組むことが必要である。

また、登下校時の安全対策については、保護者の対応を原則としているが、集団下校や個人下校を行っている児童クラブもあるため、さらに安全確保の取り組みを強化されたい。

5 待機児童について

児童クラブは、共働き世帯の増や核家族化の進展等の社会構造の変化による保育所（園）の入所（園）児童数の増加に伴い、年々入会の希望者が増えている。

このような状況に対応するため、各小学校に児童クラブが設置され、その後、各小学校に複数の児童クラブを設置する等、積極的に保護者ニーズに対応している。しかしながら、ここ数年待機児童が発生しており、当該年度も、5月1日現在で2つの児童クラブにおいて合計で10名の待機児童が発生している。引き続き、待機児童の解消に努められたい。

また、小学校高学年の児童クラブへの受け入れが制度化され、現在は主に民間児童クラブの取り組みとして実施されているが、今後の課題となっている。放課後子ども教室推進事業と連携を図る等、引き続き児童クラブのあり方について検討されたい。

6 総括意見

児童クラブの管理運営や施設については、参酌基準にそって、おおむね適正に実施されている。しかしながら、一人当たりの専用区画面積が、参酌基準を満たしていない児童クラブが数か所あった。また、望ましい集団の規模（支援の単位）についても、参酌基準を超えている児童クラブが十数か所あった。現在、条例で経過措置が設けられているので、参酌基準達成に向けて引き続き努力されたい。

また、松江市児童クラブ条例における開設時間の延長時間の取り扱いについては、利用者のニーズに応えられるよう是正に向けて検討されたい。

指導員の配置については、市独自加算を含め、適正に配置されている。また、指導員の研修も計画的に実施されている。しかしながら、必要な指導員の確保については、その勤務形態等から処遇等で困難な面もあるが、引き続き必要な人材の確保に向けて努力されたい。

避難訓練等の安全対策については、国の放課後児童クラブ運営指針にあるように、少なくとも年2回以上実施されたい。また、登下校時の安全対策については、集団下校や個人下校の場合には、既存マニュアルの徹底やマニュアルの適宜見直しを行う等、さらに取り組みを強化されたい。

待機児童の解消については、第2児童クラブや児童クラブ分室を年次的に開設しているが、引き続き施設の適正規模との兼ね合いも考慮しながら、取り組みを進められたい。

視察した児童クラブでの指導員との意見交換では、市との連携がおおむね適切に行われていると感じたところであるが、引き続き現場指導員の声に迅速に対応されることを期待する。

最後に、近年、児童数は減少傾向にあるものの、全国的に保育所（園）の待機児童の問題が発生している。このような中で、児童クラブへの入会希望者も増加しており、保護者の児童クラブへの期待や要望も大きくなっている。

このため、指定管理者である各児童クラブ運営委員会と連携を図り、施設の快適な環境の確保と児童の安全対策の取り組みを、さらに推進されることを望むものである。